

ニュースレター 自治基本条例市民会議

No. 3 2007 (平成 19) 年 4 月 発行

<目次>

P1～3：第 2 回市民会議フォーラム
佐々木教授講演の要旨
P3～7：市民の皆さんからのご意見
P7～8：福澤健次さん講演の報告

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニュースレター」第 3 号です。この「ニュースレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

2007 年 3 月 24 日(土)開催された「第 2 回鎌倉市自治基本条例策定市民会議フォーラム」において、講演をいただいた中央大学佐々木信夫教授の講演要旨です。(文責：広報グループ)

自治基本条例とはなにか <前半>

新たな自治体をどう作るか

中央大学経済学部教授 佐々木信夫氏

地方自治体、すなわち都道府県と市町村のあり方に市民が考えコントロールし、正しい方向に運営するのは当たり前のことでしょうが、戦後 60 年間の日本の自治体の運営は<自治>という考え方からほど遠い存在でした。<自治>の原則は、自己決定・自己責任・自己負担の三原則であります。バブル経済期の国のリゾート法に導かれた観光政策に誘導されて失敗し財政再建団体になった夕張市は、かつての 12 万人の住民が 1 万 2 千人に減少した上、18 年かけて 365 億円の負債を返済しなければならない羽目にお迫り込まれました。夕張市民は、この計画の自己決定者ではないのに、自己責任、自己負担を押し付けられています。国が政策のリーダーシップを取り、各地域はそこに手を上げて、補助金を受け取り、さまざまな借金をして地域作りをしました。この中央集権的な政策の結果を見ると、8 割近くは国の責任であり、これになぜ言及しないのかということが問題でしょう。私の夕張市に対する見方は、マスコ

ミの報道とは異なって、あまりにも過酷ではないかとおもいます。



21 世紀に日本も成熟した民主主義国家を目指すべきだという考え方から、平成 12 年に地方分権一括法が施行されました。それに伴う平成の大合併によって 3232 あった基礎自治体が現在は 1804 市町村になりました。本年 4 月には第二次分権改革を具体化する<地方分権推進改革委員会>が設置されました。これは財源や権限を

今後3年かけてさらに分権しようとするものです。平成22年には全国で1000の市町村への再編が考えられています。

現内閣は、都道府県を9か10の道州制へと編成する構想を進め始めました。東京都の石原知事は、神奈

川、埼玉の知事と組んで一都三県を一州とする道州制を知事選の公約にしています。道州制の意味自体はあまり報道されていませんが、昨年12月の世論調査では、道州制導入に反対が60%、賛成が30%、分からないが10%となっています。馬、船、徒歩の時代に作られた府県制度が今の広範囲にまたがる生活圏の活動にあっているのでしょうか？

分権改革をスタートさせた中で、分権の受け皿たりうる自治体を作る営みがはじまっていることを、私たちは見ておかなければなりません。国の一般会計予算130兆円のうち、都道府県が45兆円、1804の市町村が45兆円を使い、残りの40兆円で国は国家公務員の人件費10兆円、国債の元利償還に20兆円を当てています。行政サービスに回る金額はたかだか10兆円しか残りません。道州制は基礎自治体を身近な政府として強化する一方で、より広域的な仕事を道州に割り当てると考えることができましょう。分権改革の究極の形が道州制の導入にあるならば、私たちが現在納めている85兆円（国税50兆円と地方税35兆円）で予算の収支が均衡し、毎年40兆円の赤字はカットすることができると考えられます。

1991年のバブル崩壊以後の15年間の国の債務残高は800兆円を超え、一人当たり650万円の借金を背負わされてい

るのが財政破綻国家の日本の現状です。国内総生産（GDP）500兆円の国で、800兆円の借金残高、すなわち債務比率1

60%は先進国では他にありません。国家の財政事情が悪いと言われていたイタリアでも110%です。日本はこのままでは200%に近

づき債務総額は1000兆円にまで行くでしょう。この深刻な財政事情では、国が地方の財政を助ける力はなく、地方自治体自身も大幅な借金を抱えています。国も地方も25%ぐらい財政規模をカットしなければなりません。この解決法は、公務員の人件費の削減か、公共施設を民間に売却するか、聖域とされている福祉、社会保障費を大幅に縮小するという荒療治しかないかもしれません。今封印されている国の増税の話は、確実に今秋から始まるでしょう。

さらに自治体に問われているのが、自治体の政策能力です。今までの国家集権制のもとで自治体は3割の財源で国の仕事の8割の業務を執行してきました。＜執行あって経営なし＞＜行政あって政治なし＞といわれてきました。

国家集権体制の価値は、全国どこにいても公平に統一的なサービスを楽しむことができ、国が強い指導力を持つ点にありました。地方分権体制の価値は、まず民間サービスを行政サービスに含めることによって、政策の多様性の魅力を増大させることです。京都とも異なった歴史と伝統と文化に加え、さらに新しい要素を取り入れて、鎌倉市民はオンリーワンの意識を高めるでしょう。また高齢者の介護サービスについても、所得水準、職業経験、住まいの形態を考慮にいきますと、鎌倉市民は、他の都市の市民とは違ったものを求めていると思います。



つぎに国の制度に縛られたお役所仕事から脱して、迅速性が求められます。

最後に新たなルールを作り、市民が協働参画して市政運営をすることが求められます。身近な政府に自分たちの意見を取り入

れることによって、公共分野から最大の満足度を引き出すことができる仕組みを作ることが必要です。このような流れのうちに、自治基本条例の重点がおかれています。

続き<後半>は次号に掲載いたします。

ここでは市民の皆さんからの投稿を掲載します

鎌倉共和国 憲法

NPO法人鎌倉広町台峰の
自然を守る会
事務局長 大橋 圭介

私達の会は、3年つづけて、小中学生から作文を募集しました。約800の応募があり、入賞作品100を選びました。入賞者の表彰式で、一人一人、自分の書いた作文を朗読してもらいました。

鎌倉について、自分が強く感じたところは、力強く読みます。来賓として出席した鎌倉市教育長は「感動しました。校長会で、子ども達が鎌倉をどう思い、自分は何をしたいと考えているか、話をします」とおっしゃいました。

子どもは、作文の中で、他市にない、すばらしいこのまちづくりに、僕も私も参加しますと書いています。

私達は、いま、自治基本条例について議論していますが、こうした子どもたちのことをしっかりと考えて

いるのか、私は疑問をもっています。

源頼朝が800余年前、貴族政治から武家政治へと革命を成し遂げたのはこの鎌倉です。日本の歴史を変えた伝統を今に引き継いでいると、子どもたちは作文のなかで指摘しています。

国が国民のために守らなければならない日本国憲法が議論の対象になっています。このときに、自治基本条例が、いくつもの自治体でつくられ、また、つくられようとしています。

鎌倉市民の平和、安心、安全の保障を鎌倉市民が市民憲法を作って確保しようというのが自治基本条例です。

日本国民統合の象徴は天皇です。鎌倉市民統合の要は、「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」です。これは、すぐる大戦で血をながして闘い取ったものです。未来永劫変えてはいけません。

鎌倉の自治基本条例は、3つの柱であるべきです。

(1) 主権在鎌倉市民
中身は、市長、議員、議会、行政、コミュニティ等

(2) 市民の基本的人権の

尊重 中身は、福祉、教育、男女共同参画等

(3) 平和 中身は、無防備都市宣言、防災、防犯、環境、自然等

鎌倉市民の[鎌倉共和国]独立宣言です。

理念条例ではなく、実効性のある自治基本条例を目指すべきです。



自治基本条例への思い

二階堂 加山健三



地方分権一括法が生まれた要因は、国の財政危機を地方に移す事であったのは誰でもが知っています。だからといって地方分権が悪い訳ではありません。問題なのは憲法25条、26条の福祉、医療、社会保障、教育といった国民の生存権にかかわる国の仕事までも地方に委譲して国の責務を放棄しようとしていることです。国がすべき仕事と地方公共団体(自治体)が

する仕事を明確にしたいのならば、税財政収支も国と自治体とを明確にするべきでしょう。ところがそうになっていない、理由は簡単で国の財政危機を乗り切るための方策だったからです。金（国税）は取るけど（国の）仕事は押し付ける、これが「地方分権一括法」の本質だからです。

本質を知った上でもなお、地方分権の基礎となる自治基本条例を市民の手で作れる事になったことはある意味当然のことといえます。国と地方が対等である以上、国の最高規範である憲法と対等の自治体の最高規範を作るのもまた当然であります。いま「市民会議」に集まり自治基本条例を作ろうとしている市民有志は、戦後新日本建設に夢と希望を持って新憲法を作ろうとしていた人々と同じと言えなくとも近いものを感じます。

今後のPI活動に期待するところでも有りますが、いまだ市民にこのことが浸透しきれていないという事が残念です。自治基本条例の必要性が市民の大きな盛り上がりになっていないのは、「なくても困らないから」「なくても鎌倉で生活できるから」でしょう。しかし現実には緑の破壊、壊される街並み、少子高齢化、地震災害への安心安全対策、世界遺産に向けた取り組みなど、山積する問題があるのも事実です。条例が出来たからといってこれらの問題が解決するわけではありません。大切なのは出来た条例を生かすために「不断

の努力」をする事です、大変なのは作る事より生かす事、憲法とその意味で精神は同じものといえます。そうした夢のある仕事を多くの市民の方とともに作り上げたい、これが私の思いです。

福祉の充実



特定非営利活動法人
ゆう東洋医学研究所
國友靖久

みなさんもお存知のように、国の医療費負担を削減するために、国は法律改正をおこないました。高齢者を病院ではなく自宅で介護することを基本とする方針を出し、自宅や介護施設での介護のウエイトを高め、病院に於ける高齢者向けの療養病床数を削減していくことになりました。現在38万床あるのを11年末までに6割減らす方針です。また、2006年4月から診療報酬改定で医療機関でのリハビリが原則として最長180日に制限されました。医療費削減のためなのですが、症状の軽い人は別としても、全治するまでリハビリが必要なのに打ち切られてしまう脳梗塞で倒れた方や、高齢で長期のリハビリが必要な方が、大変困る事態となってきました。現在、国でもこのことを取り上げ、改善

を検討しているようですが、しかし現況では、困っている高齢の方がどんどん増大してきています。

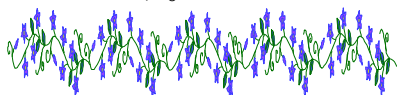
このような、現状を少しでも改善し、脳溢血、脳梗塞などで倒れた方や、ご高齢で機能訓練、筋力回復などのリハビリがどうしても必要な方、障害をお持ちの方を支援するために、NPO法人ゆう東洋医学研究所を昨年7月に立ち上げました。また、要望の高かった、介護支援サポート（ケアプラン作成）もあわせて行うようにいたしました。

当所では、診療所、医院、病院、そして介護支援事業所などと協力し、病院退院後も自宅にて機能訓練や筋力回復のリハビリを受けられるようにし、国家資格の鍼灸マッサージ師免許を持つ、専門員をご自宅に派遣し、リハビリを継続できるようにしています。

また、自宅にて寝たきりになってしまっている高齢の方とか、障害を持つ方に対するリハビリをご自宅に訪問し行っていますので、病院になかなか行けない本人はもとよりご家族の方々にも大変喜んでいただいております。このように専門員による機能訓練などを行うことが、看護に当たっているご家族の負担軽減となっています。また、費用の面でも、健康保険が適用されますので、負担も1割から3割までで、軽減されますし、この事はあまり知られておりませんが障害手帳をお持ちの方は、自己負担がありません。無料で受けら

れます。微力ながら、私たちは 高齢のかた、病気を持つ方、障害を持つ方に、病気や障害を乗り越え、できるだけ元気で、楽しい老後をおくっていただきたいと念じています。そして、できるだけ多くの方に支援の手を差し伸べていきたいと考えています。

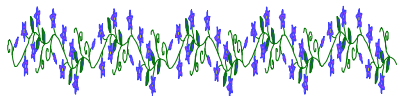
鎌倉市でも高齢の方がどんどん増加していきます。市が、これらのご高齢の方への援助の方策を創設し、市と NPO と市民とが一体となって、高齢の方々が住みやすい、過ごしやすい福祉の充実した町を創ってほしいと願っております。今回、市に初めて市民の手による自治基本条例が制定されるそうで、その準備が進んでいると聞き及びますが、是非其の中にも福祉の充実を織り込み、鎌倉市が日本一の福祉が充実した住みやすい町となる具体的な内容を織り込んだ条例を創りあげられることを祈念しております。



新しい 公共空間の 創造を

神奈川県地球温暖化防止活動推進員鎌倉三浦半島地区会議

代表世話人 下條泰生



分権改革により政府と自治体の関係が相互補完に変

り、市民と自治体の関係もタテからヨコの相互補完関係へと変化するなかで、市民を広範囲な政治活動の主体と位置づけ、行政と市議会の役割との関係づけ、居住している地域レベルの防災・防犯・福祉・介護・子育て・教育・環境・まちおこし等の問題につき「協働」という市民行動様式を通じた政治参画を規定するのが「自治基本条例」である。その意味で理念型より実践型が望ましい。

私達の活動の場となっている標記の地区会議は行政区分の鎌倉・逗子・葉山・三浦・横須賀を活動範囲とし、六年前、温暖化防止活動推進の法律にもとづき県知事から委嘱されたボランティアの活動団体である。これまで行ってきた主な活動は、会員全員の共同事業としての市民対象の環境保全学習会の開催、アイドリングストップキャンペーン、各自治体の水曜日ノーカーデいの検証、温暖化防止対策横須賀地域協議会立ち上げ等である。また「この指止まれ方式」での会員有志による個別事業として公共施設設置の飲料用自販機調査、市民アジェンダ登録推進等を行ってきた。これらは県や県アジェンダセンターそして上述の分野毎の条例に沿って各自治体や事業者との協働事業であり、かつ会員ボランティアの自己決定・責任・負担による自発的行動にもとづく。そして私達市民団体は市民と行政の間にたってインタープリターやファシリテーター

の役割を果たしてきた。

このたび条例の中の条例といわれる自治基本条例制定により、各種市民団体の位置づけがより明確になる。市民と行政の間にある団体として、自治会や町内会とともに“near is best”（近いことはよいこと）という立場で他の市民団体とネットワークをつくり、地域の広範囲の諸問題解決とその過程を通じた分権自立即ち分立の意識形成そして自助・共助をサポートする推進役ともいえるべき「地域協働コーディネーター」の機能強化である。

地域問題解決により次第に地域コミュニティが形づくられそして地域コミュニティが基本条例の実効性を担保し、結果として地方分権が地方内分権に行きつき新しい公共空間が創造される。そのとき、全国オンリーワンの協働市民活動都市が生れ“カマクラは燃える”

市民自 治は成 功する か



岡本 平井たかし

私は「鎌倉市政評論」という小新聞で政治言論活動を行っている上、自治基本条例の策定委員にもなっている。こんなことから、普

通の人より少しは余計にいろいろ知っていなければならぬはずだから、少し突っ込んだことを意見できればと思う。

私はいま日本における市民自治の可能性ということを考えている。当今の時代の流れとして、地方分権市民自治が、上からの推奨という形で進められており、ある人は明治戦後に次ぐ第3の革命と言っているが、前2者が外圧による革命であったように、今度の革命もまた市民の内発的なものでないことは明らかである。従って私は、日本人がどこまで市民自治を達成できるか心配せざるをえない。

その証拠に、この自治基本条例作りも、市民の大部分は認識していないし、それが何なのかも殆ど理解されていない。策定委員会では、市民巻き込み運動（PI活動）によって、意見聴取や啓蒙活動を行おうとしているが、正直その活動ははなはだ心もとない。このような状況から、来年3月或いはその近辺までに、鎌倉市民の創意による「自治基本条例」ができるなどということは不可能であろう。だが、理想的な形でそれができないといって諦めることはない。

私は条例がどのようにでこぼこして、不完全なものであっても、とにかく作り上げる事が最も大事だと思う。人の作る制度に最初から完璧なものなどない。独特で、ユニークで、笑われそうで、指弾されそうなものであっても、いやむしろ

それであるが故に、市民が作る基本条例は意味があると私は思う。市民自治活動には将来がある。策定に参加している市民は自信をもって自らの思いを条文に書き込むべきである。

そして恐らく、市民の思いを阻止しようという勢力からの圧力もあるに違いない。市民委員はそうした抵抗勢力とも戦いながら、とにかく市民の思いを条文にしたいものだ。



もう一つの財布

吉田充夫さん



「どうしてこの世界に入ったんですか」「小学生の頃から好きだったんです」「なぜ仕事に就かないのですか」「自分に合った仕事が見つからないから」テレビでこのような会話を良く耳にします。羨ましく見えています。

私自身、親元を離れる時期にそのような機会も生活余裕もなかったからです。幸い卒業後すぐ就職しました。与えられた仕事の中に生き甲斐を見つけたり、時には自分に言い聞かせたりします。生活のためです。今、それなりの生活はしておりますが、給与明細を受け取るたびに考えさせられます。

給与も20%ほど天引きされますし、買い物をすれば5%

の消費税を取られます。給与の1/4も取られているわけです。

「皆でやらなければ、一人では出来ないものを買うもう一つの財布があるのだ！」

取られているのでなく、入金しているのだと親父は言うのである。

私は、もう一つの財布に入金した私のお金は私のお金に変りはないと思う。

そして親父は、基本条例の検討の話し合いに行っているが「もう一つの財布」の遣い方のルール作りさ、簡単に言えば、むだ使いせず、皆が望む事に重点をおいて、みんなが納得し、解るように、使いましょ。市に限定されるけどね、と言っている。

夜な夜な出掛けているが、酒も飲まずに遅く帰ってくるので、おふくろの財布は、少しは楽になるのでは、と思う。

給与の1/4が返ってきたのだと実感できるといいけどね。



これからの超高齢社会（鎌倉市は4人に1人が65歳以上）に、古い映画などを通じた日頃の地域のコミュニティづくりの効用について考えてみたい。

私は、先日、ご老人の集まりで、一世を風靡した「愛

染かつら」を上映する機会を得た。

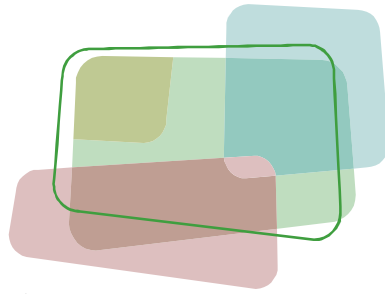
進むにつれて思い出したのか涙する人も多くいて、終わってから昔話に花が咲き、生き生きと語り合う姿・・・楽しい老後のひとときを過ごせたことに、感謝の念で一杯であった。

昭和 13 年松竹大船作品で、きっとその頃青春時代をおくった方たちなのだろう。

今はDVDが発達し、家庭でも容易に見ることができるのだが、昔満員の映画館で見た世代の者にとっては、やはり映画は大勢の人と一緒に鑑賞したい気持ちが強い。

学習センターなどの比較的広いホールで、半世紀以上も経た古い作品を、手軽に楽しめたらというのが、今の私のささやかな夢である。

これをカタチにするにはいろいろ面倒なこと（著作



権など)もあるのだろうが、技術的には可能なことであり、そこは皆の英知で乗り越え、長年世に尽くして頂いたご恩に報いたいものだ。昔は娯楽といっても、歌や映画しかなく、再現されれば喜ぶご老人も多く、入場料なども無料（但し、会場使用料はワリカン）にし、できれば条例で減免されれば、鎌倉発の「入場条例」となり、老人福祉にとって有効な一手段となるような気がする。

先の報道によれば、隣町・藤沢の歴史あるオデオン座も閉館され、文化都市・鎌倉には映画館がなくなって久しいが、時代の趨勢とはいえ、なくなるのは

由々しきことであり、デイ銭湯事業のような老人対象の入浴助成券の例もあり、何とか文化的欲求を満たすものにも、救いの手がさしのべられてもいいような気がする。

これが憲法でいう最低限度の文化的な生活を営む権利にもつながるのではないか？

こんな簡単なことで、もし元気なお年寄りが増えれば、老人医療費の軽減にもなる？

半世紀も経て立派に残っているものは、国民の公共財産と云え、大いに活用を図ろう。

鎌倉市の自治基本条例だから「経済特区」のような鎌倉らしい観点が必要であり、文化を愛する町にふさわしい、特に高齢者向けの条例づくりに期待したい。

10年後の鎌倉のまちづくり

3月6日に開かれた市民会議大19回全体会で福沢健次会員の講演要旨をかいつまんで紹介いたします。(橋爪)

- まちづくりというのは意外に時間がかかるものです。まちづくり制度に提言する市民の会という団体を中心に市と市民の協議が始まっていて、一昨年・昨年とその協議に関連した条例改正があって、いまま第三次の改正に向けた協議がされていますが、3、4年がたつのはあっという間です。六本木ヒルズ再開発は17年かけて実現しましたが、鎌倉で進行中の深沢新拠点づくりも20年前の国鉄清算事業団用地の発生からはじまっています。
- 都会の属性として時代の感覚や多様性を無視できないが、一方には鎌倉の歴史的風土がある。そのなかで、10年後はどう変わっていて欲しいということから、まちづくりがはじまると考えます。
- 若い世代の鎌倉研究の例として、山崎美恵さんの修士論文をみると、「鎌倉の行事から鎌倉の町の配置・骨格が見えてくる。聖と俗、ハレとケのつりあい

もある。史跡も緑もなくなったら鎌倉の存在意義がなくなると大勢の人が感じている。禅寺がつくった静謐な谷戸の空間がその原型の一つである。人と自然がいったいであつた」と論じています。

- まちづくりは「人の、場所への働きかけ」です。自然が育む場所の特性と、人が暮らしてきた跡が歴史に刻まれていきます。
- 戦後の日本は、田園風景を都市機能が圧倒する急激な変化を体験しました。人々の価値観や自然観は変化します。いまは、自然と調和した、安全快適に住める環境が、求められつつあるようです。「開発」と「保全」はまちづくりの両面です。そこにさらに、サステナブルという考えが場所を占めつつあります。道作りも、歩いて暮らせるまちづくりが追求されたりしています。
- 東京の衛星都市でもあり、地方都市でもある鎌倉ですが、「住み続けられる、个性的でコンパクトな都市」を目指すべきでしょう。

- 住む人によってまちはつくられていきます。行政は基盤整備をうけもち、市民は都市活動や個別の経営をうけもち、そうしたところから意欲的なまちづくりも可能になると思われます。
- 総合計画や都市計画に基づく土地利用のあり方を補完し、実情に合わせたまちづくりを可能にする上で、条例の充実は大切です。それによって、創造的なまちづくりが可能になるようであればなりません。



福沢さんのお話はずっと長かったものを、縮めて解り難くなったかと思います。詳しくは、福沢さんが先月出された著書「地域再生・まちづくりの智恵」(平凡社新書、720円+税)でお読み下さい。

編集後記

・一都3県の道州制を公約した東京・神奈川の知事が再選されました。道州制や自治基本条例をマニフェストで掲げた地方分権についての施策を広く県民に知らせる狙いで、県はこの5月から職員による<地方分権出前講座>を始めます。いづれの日にか神奈川の県名は消え失せ、鎌倉はさらなる再編の波で近隣都市と合併する破目になるのでしょうか？。私たち独自の鎌倉自治基本条例の行動は……とスリラー小説を読む心境です。(水野)

・今号発行にあたっては「NPOセンター鎌倉」登録の団体に、投稿をお願いいたしましたが、次号も投稿を受け付けますので原稿をお送りください。市民の皆様からの投稿も募集しております。(津田)

<投稿先>鎌倉市役所 経営企画課

FAX: 0467-23-8700 「経営企画課」

*課名を必ず明記してください。

E-Mail:

keiki@city.kamakura.kanagawa.jp



鎌倉市自治基本条例制定市民会議

発行人: 橋爪幸臣 編集人: 狩谷 健

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

連絡先: 鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで
電話: 0467-23-3000(内線 2215)